

令和3年第9回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年9月27日(月)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後2時19分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	出
3	八木秀雄	出		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	欠		吉田信雄	出
8	石田裕司	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	欠
10	中嶋安男	欠		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 根岸伸年
 次長 清水周二
 書記 権田貴大

事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和3年第9回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、小和瀬守委員、中嶋安男委員から欠席の旨の、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和3年第9回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第7号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について。</p> <p>日程第3、報告第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について。</p> <p>日程第4、議案第99号から議案第101号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第102号から議案第110号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第111号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>なお、日程第4の議案第100号は、申請者から取下げの願いがあったため、今回の総会では、審議いたしません。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、小野田房良委員と内田平三委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第7号、農地法第4条第1項規定による許可申請の取下願について報告いたします。</p> <p>それでは、報告第7号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第7号につきまして、ご報告いたします。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>令和3年第7回寄居町農業委員会総会でご審議頂きました、議案第75号ですが、農業用倉庫へ進入するために使用されている農地が、農地以外の利用となり、農地法に違反した状態のまま残ってしまうため、転用の許可見込みがないこととなりましたため、申請を一度取り下げ、改めて、この後ご審議いただく議案第99号にて、農業用倉庫への進入路を含めた申請がございましたので、報告いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>報告事項ですのでご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第3、報告第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について報告いたします。</p> <p>それでは、報告第8号について事務局の説明を求めます。</p>
------------	--

事務局	<p>議案書の 2 ページをご覧ください。</p> <p>報告第 8 号につきまして、ご報告いたします。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>こちらは、令和 3 年第 8 回、先月の寄居町農業委員会総会でご審議いただきました議案第 93 号ですが、その後、関係機関との申請内容の確認のやりとりの中で、県の土砂条例に基づく手続に不備があることがわかり、改めて調整を要する必要が生じたことから、農地改良に係る申請についても、いったん取下げるということで、取下願が提出されました。</p> <p>今後は調整が整い次第、改めて申請書を提出することですが、今月はまだ提出はされておりません。</p>
議長	<p>報告は以上でございます。</p> <p>報告事項ですのでご了承願います。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 99 号から議案第 101 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 99 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 99 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>都市計画法の用途地域内にある農地が本議案の申請地になります。</p> <p>先程、報告第 7 号にございました、令和 3 年第 7 回寄居町農業委員会総会でご審議いただきましたあと、農業用倉庫への進入路としての利用が、農地以外の利用として農地法に違反することが分かり、改めて、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>追認としての申請となり、始末書が添付されております。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 4 条第 6 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
八木委員	<p>八木委員。</p> <p>事務局から先程、詳細と報告がありましたとおり、特に問題ないものと思われますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 99 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。</p> <p>(全員举手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、議案第 99 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 101 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 101 号についてご説明申し上げます。</p>

	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 申請人は、長年酪農を行い、事業を拡張しておりましたが、一部の農地で許可を取らずに使用していたことがわかり、正式に許可を取るため、今回の申請に至ったとのことです。そのため、始末書がついており、また、追認としての申請となります。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。 小淵推進委員。
小淵推進委員	9月25日、土曜日の13時に、新井委員とわたくしで、現地確認をしてまいりました。先程、事務局から説明があったとおり、許可を取らずに使っていたということですけども、指導いただいて、今回の申請になったとのことです。特段問題はありませんので、ご審議のほどお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第101号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第101号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第5、議案第102号から議案第110号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第102号について事務局の説明を求めます。 議案書の4ページをご覧ください。 農地法第5条第1項に規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第102号について、ご説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 都市計画法の用途地域内にある農地が、本議案の申請地になります。 申請人は現在、町内のアパートに暮らしておりますが、結婚生活が安定してきたため、居宅を構えたいと考えたところ、現在の大字寄居地区内の住環境が良いと思い、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。 坂本推進委員。

坂本推進委員	25日に、柴崎委員と現地を確認してまいりました。この場所は住宅地として、すぐ前は4m道路になっていて、隣はアパートが建っておりまして、住宅地化が進んでおり、周囲に影響を与えることはないと考えますので、よろしくお願ひいたします。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第102号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第102号は原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第103号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第103号につきまして、ご説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請人は、隣接する宅地に、住宅建築を検討したところ、住宅へ進入するための道が、申請地しかないため、今回の申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について地元の委員さんのご意見を伺います。
	坂本推進委員。
坂本推進委員	この場所も、25日に、柴崎委員と現地を確認してまいりました。この場所については、宅地の進入路ということで、周囲は宅地で特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第103号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第103号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	次に議案第104号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第104号につきまして、ご説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請人は、太陽光発電事業地として、周辺の土地でも候補地を探しておりましたが、土地の広さや管理上の観点から、今回の申請地を事業地として、申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。
	柴崎委員。

	柴崎委員	25日、坂本規男推進委員と現地を見てまいりました。この土地の東隣は、以前に太陽光発電敷地の許可となった土地です。この場所は、立木の伐採が進んでおりまして、保全管理が行き届いており、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
	議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
	議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第104号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員举手)
	議長	全員賛成ですので、議案第104号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第105号について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第105号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
	事務局	申請人は、議案第104号と同様に、太陽光発電事業地として、周辺の土地でも候補地を探しておりましたが、土地の広さや管理上の観点から、今回の申請地を事業地として申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	議長	説明は、以上でございます。 この件について、地元委員さんのご意見をお願いいたします。
	柴崎委員	柴崎委員。 この土地も25日に、坂本規男推進委員さんと現地を確認してまいりました。この土地は、幾年も管理がされていないような状態で、周囲も同じような状況で、問題ないと考えますのでご審議をお願いいたします。
	議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
	議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第105号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員举手)
	議長	全員賛成ですので、議案第105号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第106号について事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第106号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
	事務局	都市計画法の用途地域内にある農地が、本議案の申請地になります。 申請人は、申請地の近くにある介護施設を運営しておりますが、利用している駐車場の一部を借りることが出来なくなつたため、候補地を探していたところ、利用中の駐車場に隣接する、今回の申請地を借りることができるようになり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支

	障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さん、ご意見をお願いいたします。 八木委員。
八木委員	106号議案ですが、8月の総会の時に第92号議案で審議をされた案件に伴って、現在、申請人が借りておった土地を、92号議案の道路を作るという計画に使われてしまうということで、今回の申請地に駐車場の代替地という形で使われるということが決まっていたということです。 内容については、前回の92号議案の関係で、8月23日にヒアリングした内容でございますが、特に問題はないものと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第106号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員举手)
議長	全員賛成ですので、議案第106号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第107号について、事務局に説明を求めます。
事務局	議案書の5ページをご覧ください。 議案第107号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は結婚を機に実家を出て、現在の借家に3年半暮らしておりますが、娘が生まれて2年が経ち、今後の生活を考え、住宅の建築を検討したところ、今回の申請地を見つけ、申請に至ったとのことです。
事務局	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。 この件について、地元の委員さん、ご意見を伺います。
柴崎推進委員	柴崎推進委員。 去る、9月23日に、現地の確認をしてまいりました。この(譲渡人の名前)さんの関係ですが、数年前から、体調を崩しておりまして、家族で相談し、農地を手放したいということで、いくつかの農地を仲介業者にお願いし、やっと今回の段階になったという状況です。 この土地については、東側も既に、農業委員会の総会で審議をされた土地になっております。道を挟んで、西側の土地が今回の申請地になっておりまして、既に十数年、耕作がされていない状態で、仲介業者さんが、売買の段取りをつけたというような状況であります。 西側も宅地になりますし、東側も既に建築が始まっていますので、周囲がすべて宅地化されているような状況で、やむを得ない事情ということですので、ご審議のほどお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。

	(委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 107 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 107 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
議長	次に議案第 108 号について、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 108 号について、ご説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 申請人は、建売住宅の敷地として、候補地を検討しておりましたが、申請地が高等学校や多くの住宅に囲まれ、生活環境が良い土地であると考え、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
事務局	この件について、地元の委員さん、ご意見を伺います。
柴崎推進委員	柴崎推進委員。 去る、9月 23 日に、現地を確認してまいりました。(譲渡人の名前)さんは、自宅が分からなかった関係で、お会いすることは出来ませんでしたが、現地の北側は、深谷市と寄居町の境となる道路が走っております。西側は既に、アパートの建設がされております。 三角形の所に残された、4、5 反歩の土地が存在しておりますが、周囲はすべて、建売住宅等で囲まれた土地であります。既に、測量がされ、境界がはっきりと出してありました。 北側は、4m 道路が接しております。残された農地でしたが、地主さんのご都合で売買をするとのことですので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	(委員の中から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 108 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 108 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に議案第 109 号について、事務局に説明を求めます。
議長	議案第 109 号につきまして、ご説明申し上げます。
議長	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は現在、両親と実家に暮らしておりますが、結婚を機に自己用住宅の建築を検討したところ、申請地を譲ってもらえることとなり、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さん、ご意見を伺います。
議長	柴崎推進委員。

柴崎推進委員	去る、9月23日に、現地を確認してまいりました。(譲渡人の名前)の関係ですが、既に、2回、農業委員会総会に挙がっている土地でありまして、元々、(譲渡人の名前)さんが、1つの畠で耕作していた所ですが、10年ほど前から、保全管理をしていた土地で、仲介業者にお願いをして、家庭の事情で、この農地を手放したいということで、これが3か所目の申請になろうかということで、何ら、周囲も境界確認がされておりまして、問題ないものだと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第109号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員举手)
議長	全員賛成ですので、議案第109号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に議案第110号について、事務局に説明を求めます。 議案第110号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 申請人は、長年酪農を行い、事業を拡張しておりましたが、一部の農地で許可を取らずに使用していたことがわかり今回正式に許可を取るため、今回の申請に至ったとのことです。そのため、始末書がついており、また、追認としての申請となります。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さん、ご意見を伺います。 小淵推進委員。
小淵推進委員	9月25日に、新井委員と私で、現地確認と面談を行いました。先程の議案第101号と同じ申請者なのですが、事務局の申し上げたとおり、もう既に宿舎、子牛を育てるのに使用していたということなのですけども、改めて、許可申請をして使用したいということで、今回の手続きになったということです。特に問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第110号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員举手)
議長	全員賛成ですので、議案第110号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第6、議案第111号、農用地利用集積計画による利用権設定についてを議題といたします。 それでは、議案第111号について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案書の 6 ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定（移転）につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条、第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定により貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 111 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 6 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 7 人です。</p> <p>合計 11 筆で、11,699 m²、そのうち、田が 2 筆で、5,020 m²、畑が 8 筆で、6,679 m²となります。</p> <p>なお、ご決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案 111 号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。
坂本委員	(全員举手)
坂本委員	全員賛成ですので、議案第 111 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。
議長	以上で全ての議案審議が終了しました。
事務局	委員さんから、何かありましたら、お願ひいたします。
議長	坂本委員。
須賀推進委員	先程の農地利用の関係ですが、地元の赤浜の農家の方から、下耕地という場所で、農地を借り受けて、別の場所から耕作に来ている方なのですが、草がすごいということで、そこも含めて管理をしてもらいたいということで、何名から言われましたので、借り受けの方にその点をお伝えいただきたいと思います。
議長	事務局。
事務局	この時期、農地で草が繁茂しているという苦情は寄せられておりまして、苦情があった場合は、現地を確認し、必要に応じて、所有者や耕作者へ管理のお願いをしているという状況ですので、このあとその場所について、教えていただければと思います。
議長	他になにかございますか。
須賀推進委員	須賀推進委員。
議長	議案第 100 号なのですが、取り下げということで問題はないですが、取り下げられた理由というのは教えていただければと思うのですが。
事務局	事務局。
事務局	議案第 100 号につきましては、農業用施設が建っていたということで、追認という形で申

	請が出てきていましたが、申請者所有のほかの農地にも、違反があったことが確認されまして、そちらを是正してからということになり、今回は取り下げということになっております。
議長	他に何かございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	事務局から何かありますか。
	事務局から 1 点、ご連絡いたします。
事務局長	次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。10月 26 日、火曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会でお願いいたします。 繰り返し申し上げます。
	10月 26 日、火曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会でお願いいたします。
議長	以上、よろしくお願いいいたします。
	それでは他に無いようですので、令和 3 年第 9 回総会を閉会いたします。
事務局長	ご協力ありがとうございました。
	(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

小野田 房良 委員 内田 平三 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年9月27日

議 長

室 囲 重 雄

委 員

内 田 平 三

委 員

小 野 田 房 良